

社会福祉法人平田厚生会 役員及び評議員の報酬並びに旅費、費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は社会福祉法人平田厚生会役員(理事・監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬並びに旅費、費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員に対する報酬は、次のとおりとする。ただし、理事を兼ねる施設の管理者(職員)に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しない。

理事長	年報酬	270,000円
理事	〃	50,000円
監事	〃	50,000円
評議員	〃	30,000円

2 報酬の支給期日は、理事、監事は年2回(12月と翌年6月)、評議員は年1回(3月)とするが、年の途中において移動があった場合は、月割計算(在任15日未満の月は算入しない)とし、異動があった時に支給する。

3 常勤理事(理事を兼ねる職員を除く)の勤務時間と報酬は、次のとおりとする。

(1) 常務理事の勤務時間は週30時間以内とする。

報酬は月額180,000円以内、賞与2.0か月以内(6月0.9か月以内、12月1.1か月以内)を支給し、支給日は職員と同様とする。

(2) 事務局長の勤務時間は週40時間以内とする。

報酬は月額200,000円以内、賞与2.0か月以内(6月0.9か月以内、12月1.1か月以内)を支給し、支給日は職員と同様とする。

(手当)

第3条 常勤理事(理事を兼ねる職員を除く)については、平田厚生会給与規程第13条に定める通勤手当を支給する。

(旅費)

第4条 役員等が職務のため旅行する場合は、平田厚生会旅費規程により旅費を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務執行及び会議等に参加したときは、次のとおり費用弁償するものとする。

1回 1人につき 費用弁償3,000円

2 遠隔地から会議等に参加する場合の交通費は、別途実費相当額を支給するものとする。

3 評議員選任・解任委員会を開催した場合の委員への費用弁償等は、前2項に準じて支給するものとする。

附 則

この規則は昭和57年11月10日より施行する。

昭和60年 9月18日 一部改正

平成 7年 9月16日 一部改正

平成15年 1月24日 一部改正

平成26年 3月27日 一部改正

平成28年12月27日 一部改正

(平成29年4月1日から適用 第4条3項については、平成29年2月1日から適用)

平成29年 3月28日 一部改正

(平成29年4月1日から適用)

平成29年 5月28日 一部改正

(平成29年4月1日から適用)

平成30年 3月28日 一部改正

(平成30年4月1日から適用)

平成31年 3月27日 一部改正

(平成31年4月1日から適用)